

西春別中学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止について次のような方針を立て、いじめ防止のための取組に力を入れてまいります。ご家庭や地域の皆様にもご紹介するとともに、いじめのない学校づくりに向けて理解していただき、ご協力をお願いいたします。

いじめとは…

「いじめ防止対策推進法」という法律があります。その第2条の規定には、行為の対象となった生徒が苦痛を感じていたら、それはいじめとなるとされています。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 悪口
- たたいたり、けったり
- 物をかくしたり、いたずらしたり
- 仲間はすれや無視
- インターネット上に嫌なことを書き込んだり、嫌なことをしたりする など

「いじめられる子にも原因がある」ということを聞くことがありますが、どんな理由があろうとも、許されるいじめはありません。

いじめの芽はどこにでも、誰にでも生じうる問題です！

国が実施した追跡調査から、「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定化されておらず、多くの場合で子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれることがわかっています。いじめは、全ての子どもたちに関わる問題です。

いじめのない環境をつくるために、みんなで考えよう！

生徒の皆さんへ

- ・いじめは人権に関する重大な問題！
- ・周囲ではやし立てたり、見てみないふりでは、いじめは一層、深刻化します。
- ・いじめは、卑怯な行為です。
- ・生徒が主体となって、いじめ問題を自分たちのこととして考え、議論しましょう！
- ・辛いときに、SOSを発信することは恥ずかしいことではありません。
- ・学校の先生や信頼できる大人に相談しよう！

保護者の皆様へ

- お子さんに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めてください。
- お子さんの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身につけさせましょう。
- 日頃から家庭において、お子さんとの会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努めてください。

保護者地域の皆様へ

- ◇本校の「学校いじめ防止基本方針」についてのご理解と、ご協力をお願いいたします。
- ◇本校では、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- ◇教育委員会では、生徒や保護者が希望する場合に、スクールカウンセラー等の専門家による相談を受けられるように準備しています。
- ◇地域の皆さんには、子どもたちがいじめを受けている、または、その疑いがあると気づいたときに、速やかに連絡・通報していただけますよう、お願いいたします。

本校の基本的施策

いじめの未然防止には、生徒一人ひとりが認められ、お互いに思いやる雰囲気作りが生まれる土壌作りが何より大切であり、正義を尊び、弱いものに対するいじめや卑怯な振る舞いをしない、見逃さない気風作りが重要です。そのためには、教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わいながら、自尊感情を育むことが重要であると考えています。道徳をはじめとして全領域での教育活動(自然体験や社会体験)を通して、命の尊さ、他人との認識における違いを認め合うことの大切さ、他人との関わりをもち合うことで生まれる価値など、もの見方や感じ方を広げ、育んでいくことが肝要であるととらえ、以下の視点を柱として取り組んでいきます。

- (1) 道徳教育等の充実
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- (5) 教職員の定期的な事例研修などの研修活動を進め、資質の向上と指導力の向上を目指す。
- (6) 早期解決を目指し、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。的確に役割を分担し、組織的に対処する。

学校としてのいじめへの対処方法

(1) いじめの事実確認

教育相談・いじめアンケート等から得たいじめを疑うことのできる情報について、行為と程度、経過を分析し、いじめられていると仮定される生徒の側に立って判断し、いじめの事実が確認できた際は、以下の検討を行う。

(2) いじめを受けた生徒の安全確保とその生徒と保護者に対する支援

①認定したいじめの事実からいじめを受けた生徒の安全確保が必要と判断した場合は、被害生徒を守り通すことに留意し、早期に動きを起さなければならない。

②いじめで苦しんでいる生徒と保護者に対して、学校で行う対処方法や指導について説明するとともに、求められた支援については最大限検討し、実行に移す。

③学校で行っている対処方法等についての進捗状況などについて連絡するとともに、いじめを受けた生徒や保護者との意識のずれをなくす努力をするとともに、共通理解に立った対処方法を実行に移す。

(3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について

①いじめの事実を確認した場合は速やかにいじめを行った生徒に対しての組織的な指導を開始する。

- ・いじめた事実の確認、経過、理由

- ・いじめは相手の人間性を否定する卑劣なものであることを理解させる。また、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。学校だけで対処できないと判断した場合は心理カウンセラー等の協力を仰ぐ。

②いじめを行った生徒の保護者に対していじめの事実の報告と学校の対処方法について説明するとともに、適切な助言を行う。

③いじめの程度が高くないと判断した場合、学級全体にいじめ問題が波及している場合は、学級・学年団の連携した指導を展開し、正しいいじめの認識と再発防止に向けて指導し、集団を高める指導を展開する。また、いじめ問題が深刻な場合は心理カウンセラー等の外部人材の協力を仰ぐ。

(4) いじめの事実について関係機関・PTAへの報告について

いじめの事実が確認された場合は速やかに教育委員会をはじめとする関係機関やPTAの報告を行い、場合によって指導・助言、協力を求めていくようにする。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について

いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるとき、速やかに所轄警察署に対して報告し、対処の仕方等について助言を求めるようにする。直接所轄警察署が動く場合は、いじめを行った生徒以外に動揺が広がらないように教育委員会・心理カウンセラー等の協力を仰ぐ。

(6) いじめの事実についてマスコミ対応について

いじめの事実についてのマスコミによる問い合わせについては教頭を窓口に行う。生徒のプライバシーへの配慮を行うとともに、他の生徒への取材については行わせないように配慮を求め一貫した姿勢を貫く。

(7) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置について

- ・基本的に「いじめ防止対策委員会」で決定し、職員会議にて懲戒、出席停止の措置を決定した場合のみとらえるものとする。

- ・維持また生徒の状態が改善されたと判断した場合は、懲戒、出席停止の措置は直ちに解かれるものとする。

(8) 重大案件への対処

生徒の姓名・心身、または財産などに重大な被害が生じた疑いや、相当期間（30日連続を超えるなど）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、次の措置を行う。

①重大事案の報告を教育委員会へ行う。

②教育委員会と協議の上、当該事案の組織的対処を要請する。

③教育委員会が設ける組織において、事実関係の調査をはじめとする取り組みに対して、全面的に全力で対応する。

④教育委員会の設置する組織の指導や決定に基づき、必要な情報の周知や対処を実施する。

⑤学校長が「いじめ防止対策推進法の第25条（懲戒）及び代26条（出席停止）に係る判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と十分な慎重審議を行う。

(9) いじめの解消

いじめが「解消している」状態については、そのいじめに係る行為が相当期間止んでいることと被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態であることを確認して行う。

①およそ3か月を目安として確認のうえ、判断する。

②必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

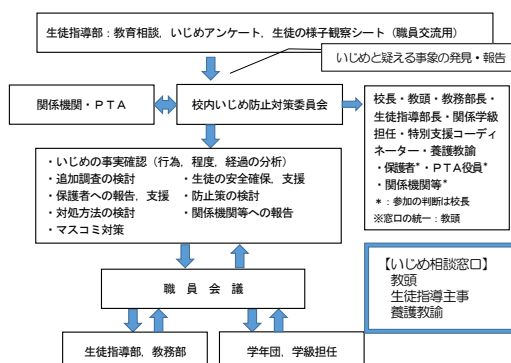
③被害生徒が苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に面談等を通じて確認する。

④当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(10) 特に配慮の必要な生徒の支援

「発達障がいを含む障害のある生徒」等については、その特性を十分にとらえたうえで、適切な支援を行う。（保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導）

いじめ防止対策委員会の組織構成



【いじめ相談窓口】
 教頭
 生徒指導主事
 養護教諭

いじめ防止対策委員会の組織構成

